

## 東北インターンシップ推進コミュニティ規約

## 第1章 総則

(名称)

第1条 本団体の名称は、東北インターンシップ推進コミュニティ（以下「コミュニティ」という。）と称する。

(目的)

第2条 コミュニティは、東北地域内の高等教育機関、地域産業界、インターンシップ等支援団体及び関係行政機関等の協働により、同地域内におけるインターンシップ等の充実・拡大及び参加機関・団体等の拡大等を推進することを目的とする。

## 第2章 事業

(事業)

第3条 コミュニティは、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) 東北地域内のインターンシップ等情報ポータルサイトの運営
- (2) 東北地域内におけるインターンシップ制度の相互乗り入れの仕組みの運用
- (3) インターンシップ等に関する専門的な人材育成研修会の実施
- (4) インターンシップ等受入事業所の開拓
- (5) 事前事後学習を含むインターンシップ等プログラムに関する情報共有及び改善の実施
- (6) その他インターンシップの推進に関すること。

2 コミュニティの事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

## 第3章 組織

(組織)

第4条 コミュニティは、第2条の目的に賛同した高等教育機関（以下「連携教育機関」という。）、地域産業界、インターンシップ等支援団体及び関係行政機関等（以下「連携機関・団体等」という。）によって組織する。

- 2 前項に拘らず、コミュニティは必要と認める者を新たに加えることができる。
- 3 入会形態は、団体毎、部門毎でも可とし、その判断は団体等に委ねることとする。
- 4 連携教育機関による互選により、幹事校を定める。
- 5 幹事校はコミュニティの運営及び事業を統括する。

(費用負担)

第7条 連携教育機関は、毎年度、事業費を負担する。

- 2 事業費の負担額及び納入方法は、別途、定める。

## 第4章 役員

(役員)

第5条 コミュニティに次の役員を置く。

代表 1名

副代表 1名

(役員を選任)

第6条 役員は幹事校から選任する。

## 第5章 運営会議

(設置及び構成)

第7条 コミュニティの円滑な運営を図るため、運営会議を置く。

2 運営会議は、連携教育機関並びに代表が指名する連携機関・団体等から選任された運営会議委員をもって構成する。

3 代表は、必要に応じて委員以外の者を会議に出席させることができる。

(任期)

第8条 運営会議委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

(協議)

第9条 運営会議は、次の事項を協議する。

- (1) 事業計画及び収支予算に関する事項
- (2) 事業完結及び収支決算に関する事項
- (3) 幹事校及び役員を選任に関する事項
- (4) 規約の改正に関する事項
- (5) 事業費の負担額及び納入方法に関する事項
- (6) 地域会議の目的を達成するために必要な事項
- (7) その他コミュニティの運営及び事業に関する事項

(召集)

第10条 運営会議は、必要に応じて代表が召集する。

(会議の開催)

第11条 運営会議は、定期に開催し、必要に応じて臨時にも開催することができる。

## 第6章 地域会議

(設置及び構成)

第12条 必要に応じ、県単位に地域会議を置く。

2 地域会議は、それぞれの地域の連携機関・団体等から選任された地域会議委員をもって構成する。

3 運営会議委員は、属する地域の地域会議委員を兼務する。

(情報共有及び協議等)

第13条 地域会議は、コミュニティの基本的な運営方針についての情報共有や、地域に

におけるインターンシップの拡充等に向けた情報交換及び協議を行う。

- 2 各地域の運営会議委員は、属する地域における産学官連携について、必要に応じて地域会議の設立に主体的に取り組むものとする。

## 第7章 補 則

(事務局)

第14条 事務局を幹事校に置く。

- 2 コミュニティに関する事務は、事務局において処理する。
- 3 委員は、事務局に協力し、事業の円滑な推進に努めるものとする。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、コミュニティの運営に関する事項その他必要な事項は、別に定めるものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

## 東北インターンシップ推進コミュニティ団体名簿

(平成 30 年 1 月 1 日現在)

| 運営会議            |                  |           |
|-----------------|------------------|-----------|
| 連携大学            | 支援団体             | 関係省庁      |
| 1 岩手県立大学        | 1 一般社団法人<br>ワカツク | 1 東北経済産業局 |
| 2 岩手県立大学盛岡短期大学部 |                  | 2 東北経済連合会 |
| 3 岩手県立大学宮古短期大学部 |                  |           |
| 4 岩手大学          |                  |           |
| 5 盛岡大学          |                  |           |
| 6 尚綱学院大学        |                  |           |
| 7 桜の聖母短期大学      |                  |           |
| 8 会津大学          |                  |           |
| 9 山形大学          |                  |           |

| 地域会議 (岩手)       |                   |                      |                    |
|-----------------|-------------------|----------------------|--------------------|
| 連携大学            | 行政機関              | 経済団体・地元定着<br>団体・支援団体 | IPU 就業サポーターズ<br>企業 |
| 1 岩手県立大学        | 1 岩手県 雇用対策・労働室    | 1 岩手県商工会議所連合会        | 1 株式会社岩手ホテルアンドリゾート |
| 2 岩手県立大学盛岡短期大学部 | 2 盛岡市 商工観光部 経済企画課 | 2 岩手県中小企業団体中央会       | 2 イオンスーパーセンター株式会社  |
| 3 岩手県立大学宮古短期大学部 | 3 滝沢市 企業振興課       | 3 ふるさといわて定住財団        | 3 株式会社 岩手日報社       |
| 4 岩手大学          |                   | 4 ジョブカフェいわて          |                    |
| 5 盛岡大学          |                   |                      |                    |

